

少量新規•低生產量審查特例制度

~申出システムver7.0の操作方法について~

平成31年2月 経済産業省製造産業局化学物質管理課 化学物質安全室

内容

- Ⅰ. 化審法の概要
- Ⅱ. 新審査特例制度の内容
- Ⅲ. 申出システムver7.0操作方法
- IV. 関連資料とお問合せ先

I. 化審法の概要

I-1.化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

目的

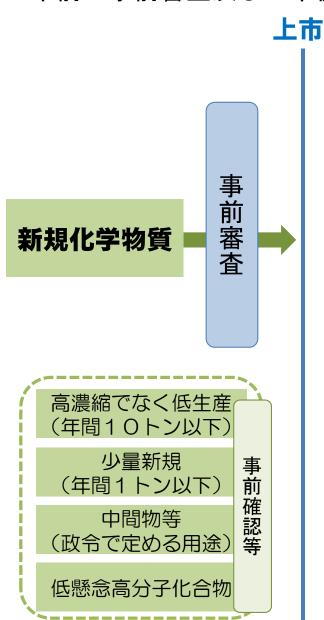
○人の健康を損なうおそれ又は<u>動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれ</u>がある 化学物質による<u>環境の汚染</u>を防止。

概要

- ○新規化学物質の事前審査
 - →新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- ○上市後の化学物質の継続的な管理措置
 - →製造・輸入数量の把握(事後届出)、有害性情報の報告等に基づくリスク 評価
- ○化学物質の性状等(分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況)に応じ た規制及び措置
 - →性状に応じて「第一種特定化学物質」等に指定
 - →製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

I-2.化審法の体系

〇上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止



第一種特定化学物質

(33物質)

難分解・高蓄積・人への長期毒 性又は高次捕食動物への長期 毒性あり

放出を回避環境中への

- ・製造・輸入許可制(必要不可欠用途以外は禁止)
- 政令指定製品の輸入禁止
- •回収等措置命令

等

監視化学物質

(38物質) 難分解・高蓄積・毒性不明 に把握 等を詳細 提細

・製造・輸入実績数量、詳細用途等の届出義務

第二種特定化学物質

(23物質)

人健康影響・生態影響のリスクあり

優先評価化学物質

(208物質)

特定一般化学物質

一般化学物質

(およそ28,000物質)

放出を抑制環境中への

詳細に把握 用状況等を す害性や使

大まかに把握使用状況等を

国がリスク評価

- 製造・輸入(予定及び実 績)数量、用途等の届出
- ・ 必要に応じて予定数量の 変更命令
- 取扱についての技術指針
- 政令指定製品の表示 等
- 製造・輸入実績数量・詳細 用途別出荷量等の届出
- · 有害性調査指示
- 情報伝達の努力義務

・情報伝達の努力義務(特 定一般化学物質のみ)

• 製造•輸入実績数量、用 涂等の届出

Ⅰ-3.新規化学物質の審査・確認制度(概要)

- ○新規化学物質の届出を行い、通常の事前審査を受けると、製造・輸入が可能になる。【通常 常新規】
- ○通常の届出によらず、事前の申出・確認により製造・輸入できる場合がある。(特例制度)。【低生産量新規、少量新規、低懸念高分子、中間物等】
- ○我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行をする中、化学物質による環境汚染の防止を前提に、少量多品種産業にも配慮した合理的な制度設計としている。それぞれの手続により、国に提出する有害性等の情報は異なる。

手続きの種類	条項	手続	届出時に提出すべき 有害性データ	その他提出資料	数量 上限	数量 調整	受付頻度
通常新規	法第3条 第1項	届出 →判定	分解性·蓄積性· 人健康·生態影響	用途·予定数量等	なし	なし	10回/年度
低生産量新規	法第5条 第1項	届出 →判定 申出 →確認	分解性・蓄積性 (人健康・生態影響の有 害性データもあれば届出時 に提出)	用途·予定数量等	全国 10t以下	あり	届出:10回/年度 申出(電子·光·書 面):13回/年度
少量新規	法第3条 第1項第5号	申出 →確認	-	用途·予定数量等	全国 1 t以下	あり	申出(電子): 10回/年度 申出(光・書面): 4回/年度
低懸念高分子 化合物	法第3条 第1項第6号	申出 →確認	_	分子量・物理化学的安定性 試験データ等	なし	なし	随時
中間物等	法第3条	申出		取扱方法・施設設備状況を 示す図面等	なし	なし	随時
少量中間物等	第1項第4号	→確認	_	(簡素化)	1 社 1 t以下	なし	随時

Ⅱ. 新審査特例制度の内容

少量新規化学物質、低生産量新規化学物質確認制度が新しくなりました(平成31年1月施行)

Ⅱ - 1.2017年改正化審法の概要と施行 < 2019年1月施行>

1. 審査特例制度における全国総量上限の見直し

- 用途別の排出係数を用いたリスク評価手法の確立を踏まえ、企業活動における予見性を高めるため、全国総量上限を環境排出量換算の基準へ見直すべく、以下を実施。
 - □ 環境排出量換算方法や用途別の排出係数、新制度施行に伴う手続き等に係る政省令、告示の整備
 - 新制度に対応するため新規化学物質申出システムの改修

<現行制度>

特例制度	全国総量上限
少量新規制度	1トン (製造・輸入数量)
低生産量新規制度	10トン (製造・輸入数量)

<新たな制度>

I	全国総量上限
١	1トン (環境排出量換算)
	10トン (環境排出量換算)

2. 新制度施行に伴う手続きの電子化の推進と業務の合理化

- 少量新規制度と低生産量新規制度の数量確認において、手続きの電子化を推進し、業務を 合理化。
 - ①低生産量新規制度における申出の電子化。
 - ②電子申出への移行を促すため、電子申出の受付回数を増やすとともに、電子申出の障壁となっていた電子 証明書の提出を廃止。
 - ③申出物質の化学物質構造情報は、化審法独自の方法から、無料ソフト等での作成が可能な方法に変更。

(参考) 現在、少量新規の電子申出は、36,000件/年のうち物質ベースで5割、事業者ベースで2割。

Ⅱ - 2.少量新規、低生産量新規化学物質確認制度の見直し概要

国内総量規制について、製造・輸入数量から、環境排出数量(製造・輸入数量に用 途別の排出係数を乗じた数量)に変更することにより、事業者の予見可能性が高まる。

変更前:国内総量規制(製造・輸入数量)

- ●新規化学物質A
- →1トン (予定数量・製造)
- →333kg(数量確認後·製造)



- ●新規化学物質A
- →1トン(予定数量・製造)
- →333kg (数量確認後·製告)



- ●新規化学物質A
- →1トン(予定数量・製造)
- (数量確認後・製造)

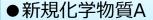
変更後:国内総量規制(環境排出数量)

- ●新規化学物質A
- → 1トン (予定数量・製造)
- →用途:電気材料又は電子材料
- →1トン(数量確認後・製造)









- → 1トン (予定数量・製造)
- →用途:電気材料又は電子材
- →1トン(数量確認後・製造)
- ●新規化学物質A
- 1トン (予定数量・製造)
- →用途:電気材料又は電子材料
- →1トン(数量確認後・製造)



・例えば、「電気材料又は電子材料」の排出係数として0.01を用いると、製造 量1トンの環境排出数量は10キロで、3社の合計排出量は30キロとなり、 数量調整は不要となる。



- ✓ 用途を考慮した排出係数を活用することで、数量調整が減少し、製造・輸入数量は増加。
- 数量調整による不確かさが解消され、事業者の予見可能性が向上。

Ⅱ-3.用途証明書の作成 少量新規、低生産共通

○用途証明書の例

- ① 事業者間で締結している売買契約書、品質保証書、納品書等
- ② 用途を限定特記したSDSに、申出物質の使用者が署名押印した書類
- ③ 用途確認書 (様式は次のアドレス参照)
 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtokakuninnsyoset2.doc

〇必要な記載事項は以下のとおり。

- ・ 用途証明書の宛先(社名、部署、担当責任者氏名)
- 新規化学物質(又は新規化学物質が含有されている商品)の名称、用途番号及び用途分類
- · 使用者(社名、部署、担当責任者氏名、住所)

Ⅱ - 4.用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表 少量新規、低生産共通(告示)

用途番号	用途分類	係数	用途番号	用途分類	係数
101	中間物	0.004	125	合成繊維又は繊維処理剤	0.2
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は	0.9	126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	0.1
102	殺生物剤用溶剤 	0.5	127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	0.03
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0.9	128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	0.06
104	金属洗浄用溶剤	0.8	129	皮革処理剤	0.02
105	クリーニング洗浄用溶剤	0.8	130	ガラス、ほうろう又はセメント	0.03
106	その他の洗浄用溶剤(104及び105に掲げるものを除く。)	0.8	131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	0.1
107	工業用溶剤(102から106までに掲げるものを除く。)	0.4	132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	0.1
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	1	133	金属製造加工用資材	0.1
109	その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。)	1	134	表面処理剤	0.1
110	化学プロセス調節剤	0.02	<u> </u>	水回処理用	_
111	着色剤(染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。)	0.01	135 136	冷接材料、つり接材料とは冷断材料	0.03
112	 水系洗浄剤(工業用のものに限る。)	0.07	137	金属等加工油又は防錆油	0.02
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	1	138	電気材料又は電子材料	0.03
114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)	1	139	電池材料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)	0.01
115	塗料又はコーティング剤	0.01	140	本心物料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)	0.05
116	インキ又は複写用薬剤	0.1	l		
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0.9	141	乾燥剤又は吸着剤	0.09
118	殺生物剤(成形品に含まれるものに限る。)	0.04	142	熱媒体	0.08
119	殺生物剤(工業用のものであって、成形品に含まれるものを	0.2	143	不凍液	0.08
_	除く。)		144	建設資材又は建設資材添加物	0.3
120	殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	0.4	145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0.02	146	分離又は精製プロセス剤	0.1
122	芳香剤又は消臭剤	1	147	燃料又は燃料添加剤	0.004
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	0.02	199	輸出用のもの	0.001
124	┃レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	0.05			•

[※]この用途分類に該当しないことが明確な用途に用いる場合、将来排出係数が設定されるまでの間、 全量排出する用途のものとして取り扱う。

Ⅱ-5.数量調整と確認通知(数量調整の考え方)

- 一の新規化学物質について、少量新規化学物質申出に係る環境排出数量の合計が、 全国数量上限1 t を超える場合には、全国数量上限の範囲内で当該数量を事業者 に配分して確認する。
- 用途を証明する書類の添付がない場合、全量排出するものとして取り扱う。また、用途 証明書類を添付して申し出する事業者の事業機会を確保する観点から、当該年度にお ける最終回の確認を除き、1回あたりの確認数量の上限は100kgとする。(少量新規 のみ)
- 確認数量の調整にあたっては、次の事項を考慮する。
 - 用途証明書類の添付があった場合は、添付無しよりも優先的に配分する。
 - 前年度の製造・輸入実績がある場合には、実績無しよりも優先的に配分する。
 - 前年度の製造・輸入確認数量の実績数量との差が小さい場合には、その差が大きい場合よりも優先的に配分する。

Ⅱ-6.確認を受けた新規化学物質の用途追加等 少量新規、低生産

注)パブリックコメントを終え、検討段階のものになります。

1. 用途の条件が付されている新規化学物質の場合 (少量新規制度及び低生産量新規制度)

確認通知を受けた製造・輸入者が、その年度内に、確認を受けている用途以外の用途で<u>製造・輸入を行うことが必要になった場合の手続ついて</u>

1. (2)の場合のみ、申出システムで申出書を作成する際に、用途追加のボタンを押してください。

- (1) 追加用途分について、用途証明書を添付して申出を行ってください。
- (2) 【用途追加の手続き】個社上限等の制限があって、(1) を行うことができない場合は、次め条件のいずれかを満たす場合に限り、確認を受けている用途の他に新たな用途を追加する手続を行うことができます(既に確認を受けて製造・輸入した物質であっても認められる場合があります。)
 - 条件1)追加用途の排出係数が、確認を受けた用途の排出係数以下の場合
 - 条件2) 既に製造・輸入した数量が、既に確認を受けた環境排出量を追加用途の排出係数で割った 製造・輸入数量以下の場合

2. 用途の条件が付されていない新規化学物質の場合(少量新規制度のみ)

用途証明書を提出して、1回あたりの確認上限値100kgの制限無く確認を受けたい場合の手続について

- (1) 用途証明書を添付して必要数量について申し出を行ってください
- (2)個社上限の制限があって、(1)を行うことができない場合は、申出数量の一部取消し手続を行った上で用途証明書を添付した申出を行うことができます。

Ⅱ-6.確認を受けた新規化学物質の用途追加等 少量新規、低生産

○具体的なケース

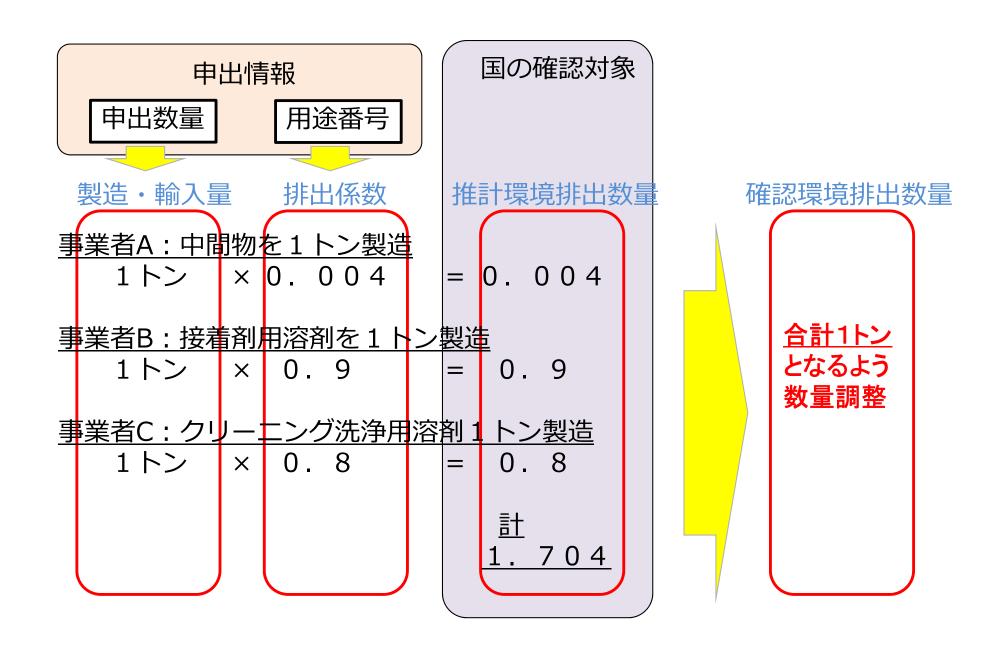
1. 用途の条件が付されている新規化学物質の場合 (少量新規制度及び低生産量新規制度)

- (1)確認を受けた時の申出数量が400kg、確認数量が400kgの場合。
 - → 追加したい用途の600kg以内の申出数量であれば、新たな申出を行います)。
- (2)確認を受けた時の申出数量が個社上限(1トン)、確認数量が1トンの場合。
 - ※既に確認を受けた用途は104 (環境排出係数:0.8) とする。
 - ・追加したい用途の排出係数が0.8以下の場合。例えば、105(環境排出係数: 0.8)や101(環境排出係数: 0.004)の場合。
 - → 用途追加の手続が可能。
 - ・追加したい用途の排出係数が0.8より大きい場合。例えば、102(環境排出係数:0.9)の場合。
 - → その時点の製造輸入数量についてまずご確認ください。104の用途として1000kgの確認(環境排出量800kg)を受けており、800kg/0.9=888.888kgより大きい数量の製造輸入を行っている場合は用途追加の手続はできません。888.888kg以下の数量の製造輸入を行っていた場合にのみ用途追加の手続が可能で、申出数量は888.888kg(環境排出量:800kg)となります。

2.用途の条件が付されていない新規化学物質の場合(少量新規制度のみ)

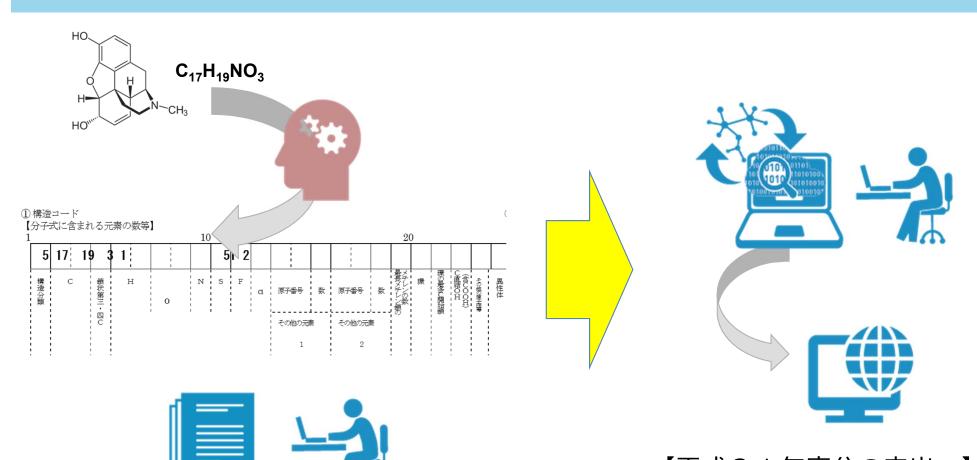
その時点までの確認数量を取消しすることはできませんが、確認を受けていない数量について、その分の申出を取下げ、新たな申出を行うことが可能です。この場合は、用途追加の手続は不要です。

Ⅱ - 7.環境排出数量の確認の考え方 少量新規の場合



Ⅱ-8.申出物質の構造情報の提出 少量新規

• 申出物質の構造情報は、従来の構造コード(申出事業者自らが記載)に代えて、 MOL形式の構造情報ファイル(適切なソフトウェアにより作成)での提出を求める。



従来:構造コードを事業者自ら記載

【平成31年度分の申出〜】 無料ソフト等から作成した 構造情報を利用

Ⅱ-9.申出物質の構造情報の提出 少量新規

- 申出物質の構造情報は、MOL形式の構造情報ファイル(適切なソフトウェアにより作成)での提出を求める。
- 実際に構造式を描画する際には、以下のソフトのいずれかを利用してもらう。<u>下記以外のソフトについては、別の表記法(SMILESやInChI)への変換の確認ができていないため、少量新規化学物質の申出に用いることができない。</u>

(使用できるソフトウェア)

種類	ソフト名称	対応os	対応言語	マニュアル	開発元	特徴
有償ソフト	ChemDraw	Windows . Mac OS	日本語、英語	あり(日本語)	PerkinElmer (CambridgeSoft)	・既に利用している事業者が多い
フリーソフト	Marvin JS	Windows . Mac OS	英語	あり(日本語)	Chemaxon	・インストール不要のため、社内セキュリティ環境の 影響を受けにくい ・NITE MOLファイル作成システムで提供
	BIOVIA Draw	Windows	英語	あり(日本語)	Dassault Systems Biovia	・Webアプリではなくローカル環境で動作するため、 インターネットとの接続がない

Ⅱ-10.申出方法の多様化(電子化推進)少量新規、低生産共通

- 少量新規については、電子申出を従来の年4回から年10回受付に増やす。また、 光ディスクによる申出を可能とし、年4回受け付ける。
- 低生産については、電子及び光ディスクによる申出の受付を開始。

少量新規		申出期間	平什	備考		
少里利风	第1回	第2回以降	回数	受付	II用 つ	
電子申出	1月20日~30日	4月~12月 (1日~10日)	10回	e-Gov	電子証明書の添 付は廃止	
光ディスク申出	1月20日~30日	6、9、12月 (5営業日)	4回	郵送		
書面申出	1月20日~30日	6、9、12月 (5営業日)	4回	窓口		
低生産	申出期間			受付	備考	
松土建	第1回	第2回以降	回数	ילי <u>קי</u>	佣布	
電子申出	3月1日~10日	4月~3月	13回	e-Gov	電子証明書不要	
光ディスク申出	3月1日~10日	4月~3月	13回	郵送		
書面申出	3月1日~10日	4月~3月	13回	郵送		

皿.申出システムver7.0操作方法

- ①はじめに
- ②動作環境
- ③システムの起動と終了
- ④システムの運用と管理
- ⑤事前設定
- ⑥機能別操作ガイド
 - ・申出書作成
 - ・申出書提出
 - ・受理状況表示
 - ・担当者情報変更

Ⅲ-1.申出方法の多様化(電子申出推進とメリット) 少量新規

● 少量新規の申出は、申出件数ベースで電子5割・書面5割、事業者数ベースで電子 2割・書面8割。電子での申出をより便利なものとし、電子申出への切り替えを進める。

【電子申出の主なメリット】

- ✓ 受付回数が年4回から10回に増加する。書面は年4回から変更なし。
- ✓ 確認数量の結果が施行文の到達よりも前に速報として入手できる。
- ✓ 過去のデータが蓄積されているため、その情報が次の申出に活用でき、申出書作成が容易になる。
- ✓ 提出前に自動エラーチェックされるので、提出をスムーズに行うことができ、申出に係る負担が軽減される。(構造式ファイルの適合性もエラーチェック可)
- ✓ 提出のための旅費等の負担がなくなる。

【電子申出の改善】

✓ 電子申出の署名方法の見直しにより、現在義務付けている電子証明書の提出が不要となり、事業者IDとパス ワード入力のみになる。

【光ディスク申出の主なメリット】

- ✓ 受付回数は年4回だが、郵送での提出ができる。
- ✓ 過去のデータが蓄積されているため、その情報が次の申出に活用でき、申出書作成が容易になる。
- ✓ 提出前に自動エラーチェックされるので、提出をスムーズに行うことができ、申出に係る負担が軽減される。(構造式ファイルの適合性もエラーチェック可)
- ✓ 提出のための旅費等の負担がなくなる。

Ⅲ-2.少量新規申出を電子で行う場合の注意事項

I. 電子情報処理組織使用開始申出書の提出

● 電子申出を行う場合は「電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用する必要があります。e-Gov利用で必要になる I D、パスワードを取得する必要があるので、「電子情報処理組織使用開始申出書」を申出の 1 ヶ月ほど前までにご提出ください。(詳細な手続き、スケジュールは化審法ホームページでご確認ください)

II. 申出データファイルのサイズが大きい場合はファイル分割

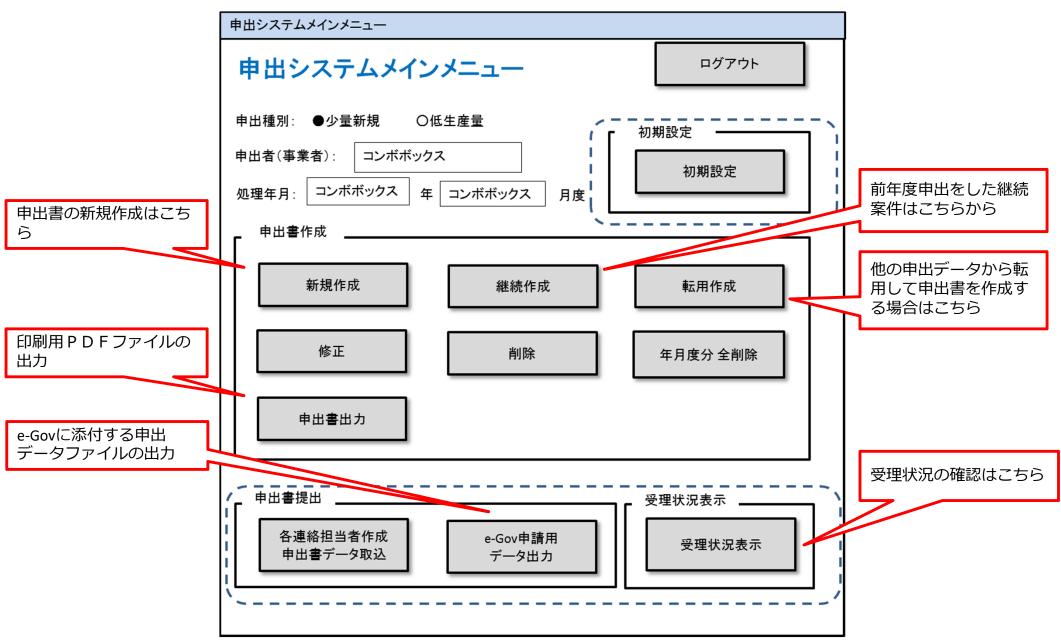
● e-Govの仕様により、一度に添付、送信できるファイルのサイズに制限があります。申出データが制限を超える場合は、お手数ですがファイルを分割の上、e-Govでの送信1回に1ファイルで、複数回送信をお願いします。

III. その他注意事項

- 申出書の物質名称に文字化けが発生している申出書が散見されます。申請前に必ず申出書作成画 面及び印刷等でご確認ください。
- 返送先は、必ず申出者の会社名と返送先住所の会社名が同一になるようにしてください。
- e-Gov電子申請システム(データを作成する申出システムを除く)の操作のお問い合わせ等はe-Gov ヘルプデスクまで。

Ⅲ-3①.申出システム操作方法

申出システム メインメニュー



Ⅲ-3②.申出システム操作方法

申出システム 申出書データ入力画面

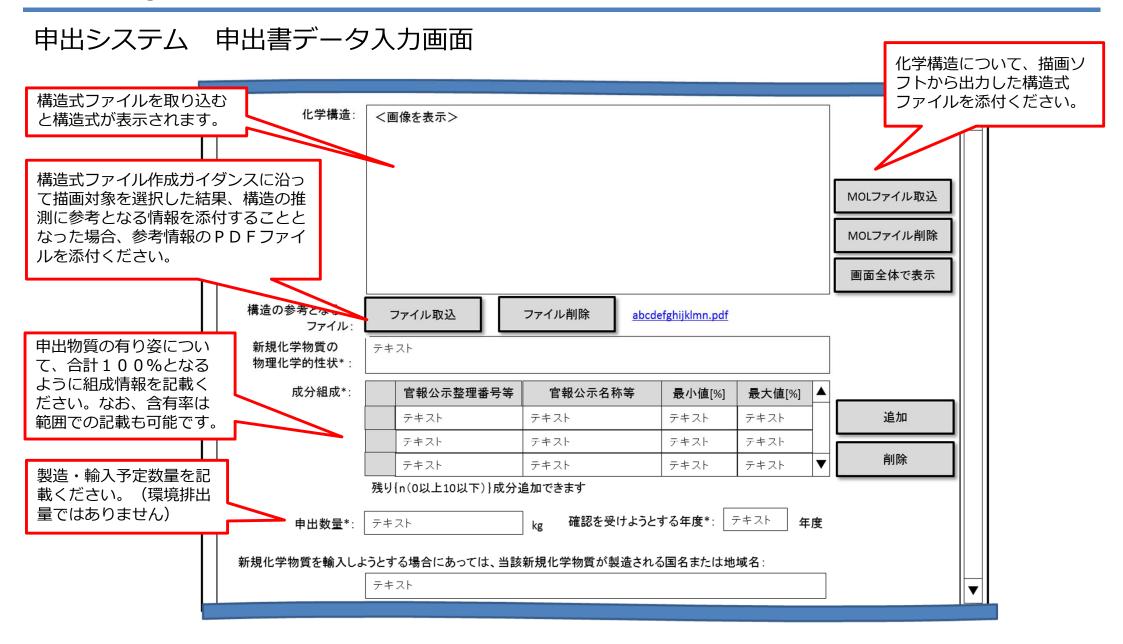
社内の管理番号等とのひ も付けに利用ください

申出システムでの管理の ために使われるシステム 要の管理番号です。 受付番号は提出用ファイ ル作成の際に自動的に付 与されます。

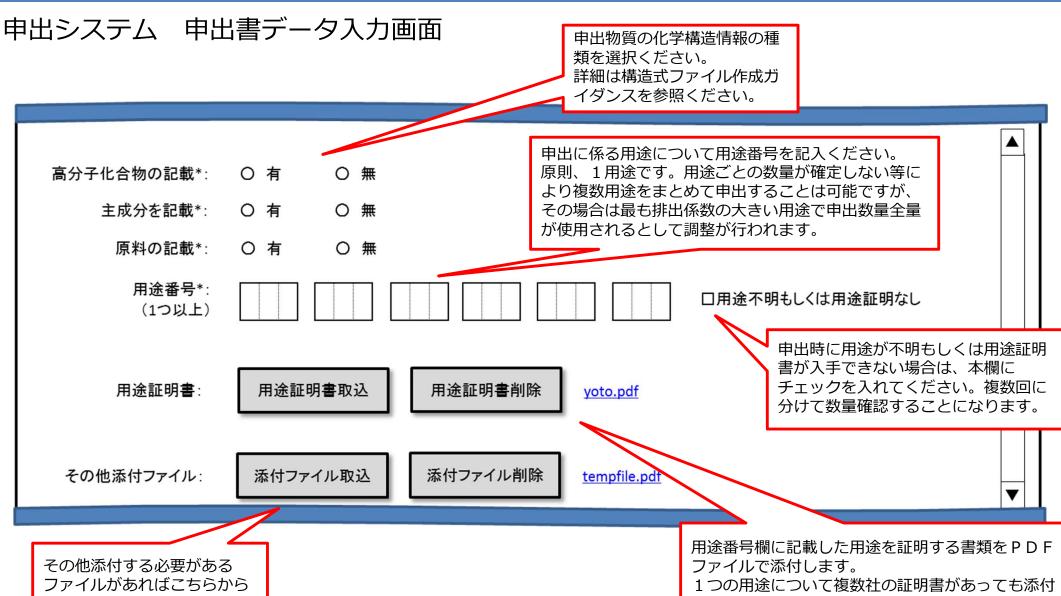
当該年度においてすでに 申出をしている物質につ いて、個社申出上限に達 している、環境排出上限 より不確認を受けている といった状況で、新規用 途を追加する必要が生じ た場合に、本欄にチェッ クを入れ、用途追加の申 出を行うことができます。

申出書データ入力		
処理年月: ラベル{YYYY年M		
	担当者	
	ラベル 対体 プレビュー	r

Ⅲ-3③.申出システム操作方法



Ⅲ-3④.申出システム操作方法



添付ください。

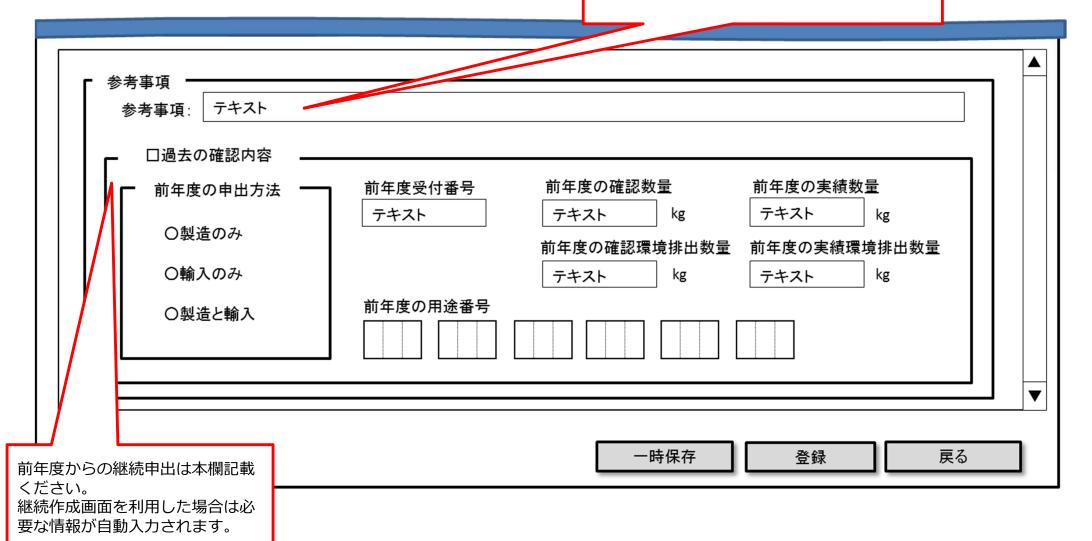
は代表1件で結構です。

複数用途がある場合は、それぞれの用途についての 証明書をまとめて1ファイルとして添付ください。

Ⅲ-3⑤.申出システム操作方法

申出システム 申出書データ入力画面

前年度確認情報等の参考情報を記載ください。 用途証明書に物質名の記載がない場合、物質名 と製品名のひも付けも本欄に記載ください。



N. 関連資料とお問合せ先 (改正化審法に係る情報提供)

NITEによる事業者支援

●構造式ファイル作成関連

NITEホームページ「少量新規化学物質の申出に必要な構造情報について」

URL: https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou.html#section2

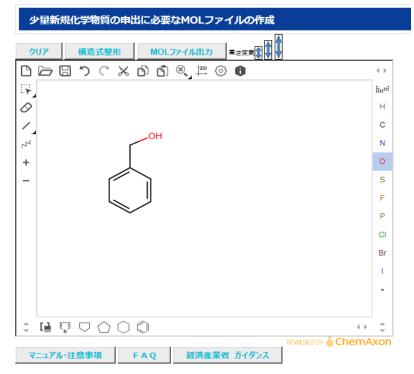
・NITE MOLファイル作成システム

URL: https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou/mol/

- ・少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス
- ・少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関するFAQ
- ・NITE化審法連絡システム「少量新規申出に関するお問合せ」

URL: https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.html

NITE MOLファイル作成システム操作画面



NITE化審法連絡システム 「少量新規申出に関するお問合せ」

	少量新規申出 に関するお問合せ
タイトル 必須	128文字以内
お問合せ内容(参名)	8192文字以内
事業者名 必須	256文字以内
質問者氏名 必須	32文字以内
連絡先メールアドレス 必須	半角128文字以内
連絡先電話番号 必須	13文字以内
 添付ファイル (お問合せ) ファイルは15個まであけ可能です。 ファイル会の最大次字数は160次字です。 ユファイルのサイズは最大か略をす。 ファイルの合計サイズは最大か略です。 	ファイルを選択
パスワード 必須	
パスワード(確認) 必須	

問合せの際には、個別 具体的に記載して下さい。

新審査特例制度に係る情報提供

新審査特例制度に係る制度運用の見直しについては、下記ホームページ及び窓口にて逐次情報提供しております。ご活用ください。

◆ 新審査特例制度について

METIホームページ「2019年からの少量新規・低生産量審査特例制度について」

URL: http://www.meti.go.jp/policy/chemical-management/kasinhou/todoke/new19info.html

◆ 電子申請・申出システム(ver.7.0) について

METIホームページ「申出システム(ver7.0)のバージョンアップについて」

URL: http://www.meti.go.jp/policy/chemical management/kasinhou/todoke/offersystem ver7-0.html

お問合せ先: shoryoshinki-system@meti.go.jp

◆ 構造式ファイルについて

NITEホームページ「少量新規化学物質の申出に必要な構造情報について」

URL: https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou.html#section2

- ・少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス、FAQ
- ・NITE MOLファイル作成システム

お問合せ先: NITE化審法連絡システム(少量新規申出について)

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.html

◆ 用途分類の選択について

NITEホームページ「少量新規・低生産量審査特例制度に用いる用途分類」

URL: https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureiyouto.html

- ・少量新規・低生産量審査特例制度 化学物質用途分類表、用途分類選択フロー、用途分類の選択索引
- •用途分類解説資料

お問合せ先: NITE化審法連絡システム(低生産・少量新規に係る用途について)

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html